

56 漁業共済・漁業経営安定対策(積立ぶらす)

【20, 255(22, 612)百万円】

対策のポイント

漁業共済・漁船保険制度により、異常な事象や不慮の事故等による漁業経営への影響を緩和するとともに、経営改善に取り組む経営体を対象に漁業共済の上乗せ補てんを行い、その経営改善を支援します。

<背景／課題>

- ・ 燃油の高騰、漁業資源の減少等漁業経営を取り巻く状況が悪化するとともに、漁業就業者の高齢化、漁業生産構造の脆弱化が進行。
- ・ 漁業経営の安定のためには、異常な事象や不慮の事故によって受けることのある損失を補てんするとともに、収入変動の影響を緩和して経営改善を支えるための施策が必要。

政策目標

現在、約1.5万経営体の「効率的かつ安定的な経営体」を約2.5万経営体に引き上げ、効率的かつ安定的な漁業経営が太宗を担う(漁業生産額の約8割)漁業生産構造を実現

<主な内容>

1. 漁業共済及び漁船保険の加入漁業者に対する掛金助成等

15, 281(15, 535)百万円

漁業災害補償法及び漁船損害等補償法に基づき、漁業共済及び漁船保険加入漁業者に対して掛金の国庫補助をします。

補助率：定率
事業実施主体：国(漁船再保険及び漁業共済保険特別会計)

2. 漁業経営安定対策事業(積立ぶらす)

3, 067(5, 101)百万円

経営改善に取り組む経営体を対象として、収入が減少した場合に漁業者が拠出した積立金と国費により漁業共済の経営安定機能に上乗せした形で補てんします。

補助率：定額
事業実施主体：全国漁業共済組合連合会

3. その他制度の運営に伴う事業

1, 907(1, 977)百万円

漁業共済制度及び漁船保険制度の健全な運営に資するため、加入の促進、運営経費の一部補助、団体の組織再編の検討等に必要な経費助成を行います。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：漁業共済組合等

(お問い合わせ先：水産庁漁業保険管理官(03-6744-2355(直)))

漁業共済・漁業経営安定対策（積立ぷらす）

平成22年度概算決定額
20,255 百万円

漁業共済制度

制度の目的

中小漁業者が異常の事象や不慮の事故によって受ける損失を補てんすることにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定を図ります。

漁業共済の種類及び内容

漁獲共済	漁船漁業を中心に、不漁等により漁獲金額が減少した場合の損失（経費相当部分に限る。）を補償
養殖共済	魚類養殖業を中心に、養殖水産動植物の死亡、流失等による損害を補償
特定養殖共済	ほたてやわかめ等の政令で定める特定の貝類・藻類養殖業について、品質の低下等により生産金額が減少した場合の損失（経費相当部分に限る。）を補償
漁業施設共済	供用中の養殖施設又は定置網等の漁具の損壊等による損害を補償

国の支援

漁業者が支払う共済掛金や、漁業共済団体の事業運営経費の一部を助成するとともに、漁業共済団体が行う共済事業に係る保険事業を実施。

漁船保険制度

制度の目的

漁船の不慮の事故によって受ける損害など補てんすることにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定を図ります。

漁船保険の種類及び内容

- 漁船保険：漁船の不慮の事故による損害を補てん
- 漁船船主責任保険：漁船の運航に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害を補償
- 漁船積荷保険：漁船に積載した漁獲物等の事故により生じた損害を補償

国の支援

漁業者が支払う保険料の一部を国庫負担、漁船保険団体の事業運営経費の一部を助成するとともに、漁船保険団体が行う保険事業に係る再保険事業を実施。

積立ぷらす

事業の目的

積極的かつ計画的に経営改善に取り組む漁業者を対象に、漁業共済の経営安定機能に上乗せした形で、収入の変動による影響を緩和し、その経営改善を支援します。

事業の内容等

経営改善に取り組む経営体を対象として、その経営改善を支えるため、収入が減少した場合に漁業者が拠出した積立金と国費（1：1）により補てんを行います。

○ 事業実施期間：平成20～29年度（1経営体当たりの支援期間は5年）

積立ぷらすのイメージ図

